

## 海外新着情報

2014 年

### News Index

- \* 2014.7.9 **カナダ** : マドプロ加盟準備と商標法改正
- \* 2014.7.9 **インドネシア** : マドプロ加盟準備と商標法改正
- \* 2014.7.9 **南スーダン** : 新商標法の施行

### ○2014.7.9 **カナダ** マドプロ加盟準備と商標法改正

カナダでは米国と同じく**使用主義**が採用されており、商標登録のためには、原則カナダでの使用が求められております。また、指定商品・指定役務の区分という概念が存在しないことや、登録年数が 15 年であることなど、独自の制度を採用しておりましたが、このたび、マドリッド協定議定書(以下、マドプロ)加盟を視野に入れた商標法改正案が 2014 年 6 月 19 日に可決されました。

主な改正点は以下の通りです。

- (1) 出願時に、カナダでの商標の使用もしくは使用予定、外国での商標(出願)登録を示す必要がなくなります。また、登録時にも、カナダでの使用の宣誓が必要なくなります。
- (2) ニース国際分類を採用し、商品及びサービスは 45 のクラスに分類されます。
- (3) 存続期間が登録から 10 年になります。

改正法が施行されるのは半年又は 1 年後のようです。改正法の施行時期やマドプロ発効の時期などの詳しい情報が判明し次第、追ってお知らせいたします。

### ○2014.7.9 **インドネシア** マドプロ加盟準備と商標法改正

インドネシアでは、**2015 年 12 月**にマドリッド協定議定書(以下、マドプロ)に加盟することが予定されています。マドプロ加盟のために、商標法を改正することが決定しております。

また、同時に、下記の改正が行われることも発表されました。

- (1) 立体商標、音の商標、ホログラム商標及びそれらの組み合わせが新たに商標の保護対象となります。
- (2) 審査期間を出願から 11 か月とし、出願された商標は 3 ヶ月の間公告され、そののち実体審査が行われるようになります。
- (3) 商標更新申請は、更新期限の 6 か月前から可能ですが、期限後 6 ヶ月における申請(グレースピリオド)についても認められるようになります。

更に詳しい情報が判明し次第、追ってお知らせいたします。

## **○2014.7.9 南スーダン 新商標法の施行**

---

南スーダンは2011年9月11日にスーダンから独立しており、当該国においては、スーダンの商標登録の効力は及ばなくなっております。

この度、南スーダンにおいて、商標登録が受けられることが発表されました。

しかしながら、南スーダンには独自の商標法が存在していないことから、南スーダン商標法の施行までは、1969年スーダン商標法に基づいた出願の審査等が行われるようです(なお、南スーダン商標法は、現在、草案が国会に提出されており、施行された後は、こちらに基づく審査等が行われる予定です)。

南スーダン商標法の施行時期等の詳細が判明し次第、追ってご報告申し上げます。